食品衛生に関する監視指導について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：健康医療部生活衛生室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項 |
| １　食品衛生に関する監視指導について　・飲食に起因する衛生上の危害（食中毒・異物混入等）の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的に、食品衛生法などの関係法令に基づき実施する。・食品衛生法第24条に基づき、府は毎年度、監視指導の実施に関する計画（以下「監視指導計画」という。）を定め、保健所等の実施機関が監視指導計画に基づき監視指導を行っている。監視指導では、食品衛生監視員等による食品等関係施設への現地立入りなどにより、衛生管理の徹底や食品等の規格基準等の遵守徹底などについて確認している。２　府の所管区域及び実施機関について(1) 所管区域：保健所設置市（大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市）を除く大阪府域。ただし、食品表示法に関する業務の一部は、府域全域を所管。(2) 各実施機関の機能及び役割

|  |  |
| --- | --- |
|  | 機能・役割 |
| 食の安全推進課（制度所管課） | 監視指導計画の策定、事業の企画、立案、関係部局との連絡調整、府民等への食品衛生や食の安全安心に関する情報の提供等を行う。 |
|  | 広域監視センター | 食品等関係施設の監視指導や事業者からの相談対応を保健所と連携を図りながら行う。特に広域的に流通する食品等の製造施設や大量調理施設等を重点的に専門性の高い監視指導を行う。また、監視指導に伴う食品衛生指導のための試験検査等を行う。 |
| 市場食品衛生検査所 | 大阪府中央卸売市場において、食品等の試験検査や監視指導等を行う。 |
| 羽曳野食肉衛生検査所 | と畜場において、と畜検査やと畜場及びと畜場内にある食肉処理施設の監視指導等を行う。 |
| 食鳥検査センター | 年間30万羽を超える食鳥を処理する施設において、食鳥検査や大規模食鳥処理場及び大規模食鳥処理場内にある食鳥肉処理施設の監視指導等を行う。 |
| 保健所（９保健所） | 食品等関係施設の営業許可申請に係る監視指導や事業者及び消費者からの相談対応等を行う。 |

３　監視指導計画で定める監視指導の実施方法について・食品等関係施設を「重点監視施設」「一般監視施設」「流通拠点施設」の区分に分け、立入予定回数や主な実施担当を設定。　危害発生リスクの高い又は被害拡大のおそれのある施設などを重点監視施設として位置付け、定期的な立入りを実施。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象施設 | 立入予定回数 | 主な実施担当 |
| 重点監視施設 | 取り扱う食品の特殊性や取扱量、流通の広域性、危害発生のリスク、食中毒や違反の発生状況等を考慮して施設区分を設定。令和６年度は「大量調理施設」「食中毒原因施設(※1)」「寿司店」など全25施設区分を設定。それぞれの施設区分について対象施設の要件を定めている。 | 施設区分ごとに設定・年１回以上　「大量調理施設」「食中毒原因施設」「焼肉店、焼き鳥店、鳥料理店」など全18施設区分・３年に１回以上　「集団給食施設」「寿司店」「魚介類販売店」など全７施設区分 | 広域監視センター及び保健所 |
| 一般監視施設 | 営業許可（新規・更新）申請施設や営業届出施設 | 適宜（営業に係る許可申請や届出時等） | 保健所 |
| 流通拠点施設 | 中央卸売市場の場内施設、と畜場の場内施設、大規模食鳥処理場の場内施設 | 随時（施設の開場日に随時実施） | 市場食品衛生検査所、羽曳野食肉衛生検査所、食鳥検査センター |

 (※1)過去２年間に食中毒が発生した施設・実施機関ごとに計画数（立入数）を設定。（令和６年度　監視指導計画より一部抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保健所・広域監視センター | 市場食品衛生検査所 | 羽曳野食肉衛生検査所 | 食鳥検査センター |
| 施設数 | 計画数 | 施設数 | 計画数 | 施設数 | 計画数 | 施設数 | 計画数 |
| 合計 | 43,450 | 12,483 | 212 | 33,179 | 5 | 4(※2) | 3 | 0(※2) |

 (※2)と畜検査、食鳥検査と併せて随時実施する分を除く。４　重点監視施設に対する監視指導の進捗管理について　・広域監視センターでは、対象施設名や監視日（過去２年分を含む。）などを記載する重点監視施設リストを作成し、グループ長が月ごとに進捗を確認している。制度所管課では、広域監視センターの各個別施設に対する立入予定回数達成に向けた進捗状況はリストなどで適宜確認している。・保健所については、各保健所で進捗管理方法は異なっている。制度所管課では、保健所における監視指導の進捗管理は保健所の主体性に委ねていることから、各保健所の監視指導の進捗状況は確認していない。また、監視指導計画で定める立入予定回数どおり監視指導が行われていない施設がどの程度存在するかについても把握していない。５　重点監視施設に対する監視指導の実施状況の把握と公表について・制度所管課では、重点監視施設に対する監視指導状況は、施設区分ごとの延べ監視施設数(※3)として把握しているのみであり、年１回以上監視指導を行うとされている重点監視施設について、令和６年度の実施状況を確認したところ、未実施の施設があるとのことであった。（※3）同一施設に複数回監視指導を行った場合、複数回分カウントされる。・監視指導計画の実施状況については、食品衛生法第24条第５項において、公表しなければならないとされている。府では、保健所及び広域監視センターの監視指導の実施状況について、重点監視施設だけでなく一般監視施設も含めた実施数として、＜表１＞のとおり延べ監視施設数を公表しており、監視指導計画どおり監視指導が行われていない重点監視施設がどの程度あるかは公表されていない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 保健所・広域監視センター |
| 計画数 | 実施数 |
| 計 | 12,483 | 17,119 |

＜表１＞　令和６年度　監視指導計画実施結果より一部抜粋　６　監視指導における違反発見時の対応について・食品衛生法等に違反する事実が認められた場合、違反の程度に応じて口頭指導、指導票の交付又は行政処分を行っている。・国の指針においては「違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う」とされ、具体的に口頭指導とするか、文書指導（指導票の交付）とするかについては、食品衛生監視員等に委ねられており、明文化された基準やルールはない。食品衛生監視員等の共通認識＜表２＞により指導を行っており、事業者側の理解度や規模等を鑑みて判断することもあるとしている。なお、指導方法に係る判断基準については、実際の監視指導の中で知識・技術の習得に努めているとしている。＜表２＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 違反の程度 | 軽微な違反・助言 | 継続的又は中程度の違反 | 重大な違反 |
| 具体例 | 清掃不良など運営上に不適切な箇所が見られた場合や許可証の不掲示　など | 食品衛生責任者の変更未届けや、設備不良、衛生管理計画の不備　など | 食中毒の発生や衛生上の危害拡大のおそれがある場合　など |
| 指導方法 | 口頭指導又は指導票の交付 | 指導票の交付 | 行政処分 |

 | １　監視指導計画において、広域監視センター及び保健所は重点監視施設に対し年１回以上又は３年に１回以上の立入りを行うと定めている。保健所が担当する監視指導の進捗管理は保健所の主体性に委ねており、制度所管課では、計画どおり個別施設に対し立入りが行われているかの把握や進捗管理は行っていない。２　監視指導計画の実施状況については、毎年度公表することとされている。府は監視指導の実施数（延べ監視施設数）は公表しているが、計画どおり監視指導が行われた重点監視施設の実数は公表していない。３　監視指導における違反事項に対して、口頭指導とするか文書指導（指導票の交付）とするかについて、食品衛生監視員等の間で共通認識はあるとしているものの、判断基準は明文化されていない。 | １　制度所管課として、保健所における個別施設単位での立入予定回数の達成状況を把握し、進捗管理を行われたい。　２　重点監視施設に対する監視指導について、計画どおり実施した施設の実数を公表するなど、監視指導の状況が府民に的確に伝わるよう公表のあり方を検討されたい。３　監視指導の公平性を確保する観点から、指導方法に係る標準的な判断基準を明文化し、食品衛生監視員等への研修等を通じ共有を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和７年８月４日、事務局：令和７年６月５日から同月19日まで）